PFI事業に係る実施方針の策定の見通し

平成30年1月10日 東大阪市長 野田義和

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第15条第1項の規定に基づき、PFI事業に係る実施方針の策定の見通しを公表する。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担当
東大阪市立小学校空	設計・施工:平成31年	市立小学校の空調設備	東大阪市立小学校	平成30年4月(予定)	教育総務部施設整備課
調設備整備事業	度	等の設計、施工、工事監		東大阪市ウェブサイトに	電話 06-4309-3335 (直通)
	維持管理:平成31年度	理、所有権移転、維持管		て公表	
	から平成43年度まで	理業務			
	(予定)				